

令和3年

第3回臨時会

会議録

(第1号)

令和3年7月15日

令和3年第3回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年7月15日(木) 11時20分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(町長 行政報告)

日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第4 承認第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処
分の承認を求めることについて

日程第5 議案第1号 江差町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第2号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第7号)について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越東亜夫
副	議	長	萩原徹
議		員	薄木晴午
			飯田隆一
			室井正行
			塚本眞
			西海谷望
			小梅洋子
			小野寺眞
			小林くにこ
			出崎太郎
			大門和幸

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	太田 誠
まちづくり推進課	長	尾山 徹
まちづくり推進課	参事	長尾 恵一
財政課	長	斉藤 敏己
税務課	長	西海 谷靖
町民福祉課	長	竹内 強子
健康推進課	長	白鳥 智司
産業振興課	長	出崎 雄哉
追分観光課	長	畑 竜治
建設水道課	長	岸田 雄彦
高齢あんしん課	長	三好 泰彦
出納室	長	岸田 真由美
学校教育課	長	岸田 礼治
社会教育課	長	安田 克臣
総務課	主幹	宮津 宗介

(欠席)

総務課	長	中川 智
-----	---	------

(議会事務局)

局書	長記	梅川 年代彦
----	----	--------

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第3回江差町議会臨時会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、大門議員、出崎議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長からの報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

民事調停事件に係る調停の成立について、ご報告させていただきます。

令和元年度の後期産業資金の返済について、申立人、江差青果卸市場株式会社と、連帯保証人である、森野一夫氏の連名による、江差町を相手方とした調停事件につきましては、6月15日開催の第2回定例会において、本件の調停案の受諾、及び権利の放棄の議決をいただき、去る7月5日午後1時30分から、江差簡易裁判所において、本件、調停が実施され、当事者会において、調停事項を確認し、双方、異議なしということで、調停委員会を構成する裁判官と調停委員2名の立ち合いのもと、調停が成立いたしました。

今後は、調停調書に基づき、町から申立人へ、調停で定められた、607万5,147円を支払うための納付書を送付し、それをもって申立人が同金額を7月30日までに支払うこととしております。

以上、民事調停事件に係る調停成立について、ご報告させていただきます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任する議決事件について、令和3年6月15日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」(補足説明)

議案2頁をお開き下さい。和解及び損害賠償額の決定について、ご説明いたします。

当事者は、甲、江差町長、乙、A氏、事案の概要は、令和3年5月10日、午前10時頃、江差町立江差北中学校駐車場付近を除草作業中、駐車場に駐車していた乙所有の車両に飛び石し、助手席側フロントガラスを破損し、乙に損害を与えた。

甲及び乙は、町の責任において補償することとして交渉を進め、和解することで、合意を得た。

和解の概要につきましては、甲及び乙は、損害の費用が15万7,798円であることを確認し、甲の負担により、保障するものとする。

甲及び乙は、本件について、今後どのような事情が生じて、いかなる名目を問わず、各自、相手方に対し、何らの請求をしない。

なお、補償に要する費用につきましては、江差町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、相手方に支払いを行ったものでございます。

以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

少し、詳しく説明してもらいたい部分があるんですが、草刈りに限らず、似たような事案については、この間、何回か、あります。教育委員会部局に限らず、町長部局も含めてなんですが。

それで、今回の事案について、少し、これだけじゃ分からないんですが、要は、何かの事業なのか、委託事業なのか、個々の教員関係者なのか、通年のなんか事業なのか、たまたまなのか、いずれにしても、そこら辺、教えてもらいたいのが1つと。

併せて、この間、何回か、このことについて、それに対する防止策と言いますか、この間、このことについては、多分色々、各部局で定めていると思うんですよね。それが、守られていなかったのか、などなどなど。思うこと色々あるんですよ。同じこと繰り返して。

なので、ちょっと教えていただきたいと思います。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

まず1点目。事業なのかどうなのか、という部分のご質問につきましては、通常の学

校施設管理の中での事故ということになります。

ですので、学校職員が草刈りをしている中で、こういった事故が生じてしまったということでございます。

2点目、防止策につきましては、実は、今回の除草作業において、除草作業をするという部分の周知が徹底されていなかったということが起因してございます。

これらの部分の徹底が、今後なされることによりまして、同様の事故が防止されるものと考えてございます。

以上です。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

担当、担当といたしますか、これ、どなた、教員ですか。学校の用務員といたしますか、今の点で言いますと、当然、そういう周知などをしていれば、もしかしたら、防げたかも知れないという部分もあるんでしょうか。

それから、町長部局の道路の関係だとか、色々、見かける点なんですけれども、町道でやっている草刈りと道道でやっている草刈り、国道でやっている草刈り、草刈りに関しても、本当に、全然違うんですね。その防護柵と言いますか、要員の配置と言いますか。

だから江差町として、教育委員会というよりも、その全般的に草刈りの部分について、今、どのような取り決めといたしますか、やっているんでしょうかね。

この間、何回か、似たようなことが起きていますから、そういうものがあるのかないのかも含めて、教えて下さい。

(議長)

はい。学校教育課長。

(議長)

課長。もう少し、端的に答えて。

小野寺議員もね、端的にちゃんと質問して下さい。自分の意見でなくて。担当課長、もう少し、詳しく説明して下さい。

「学校教育課長」

はい。まず、最初につきましては、いずれも学校職員でございます。職員です。学校

職員です。一般町民の方ではなく、学校職員の車に、破損を起こしてしまったと。やる人は、学校職員です。町職員です、はい。公務補です。はい。

場所につきましては、学校敷地内ということでおさえております。

以上です。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

小野寺議員には、本当に、度々こういった、損害賠償の関係の専決の処分のあれが、上がっていることで、都度、実は、正直に言いますと、その都度、こういった事案があったんで、作業員等含めてですね、関係するところには情報共有をして、注意喚起をしているというのが、実態なんです。

今回の議会でも、今、ご指摘いただいた部分を踏まえながらですね、町が直接抱えている作業員であったり、それから、委託する高齢者事業団だったり、また、部局が今、違う、例えば、教育委員会、それは、学校の公務補であったり、強いて言うと、そういった草刈りを実施するというのは、場所場所によっては、やっぱり、安全対策の距離であったり、また、コンパネをきちっと表面に入れて、草刈りを駆らなきゃない場所もある。

今一度ですね、全課長会議、実は、また近々ありますんで、その時に、この件について、情報共有だけではなくて、現場にしっかりと、安全対策の徹底を図って参りたいと、このように思います。よろしくお願いします。

(議長)

はい。いいですね。

(議長)

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

報告第1号については、これで終わります。

(議長)

日程第4、承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費の補正につきましては、令和3年6月18日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)
誰だ。
はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書5頁をお開き願いたいと思います。一般会計補正予算構成表でございます。

この度、専決処分いたしましたのは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございます。

5月から高齢者のワクチン接種、実施してきておりますが、接種回数、及び1日の接種人数を増やして、体制の改善を図ったことや、今後の64歳以下のワクチン接種におきましても、従事する保健師、それから、看護師さんの医療体制拡充をしたことに伴います、報酬等々を補正したものでございます。

補正額につきましては、326万8千円、財源内訳は、全額、国庫支出金となります。説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)
はい。

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、法律の一部改正に伴い、江差町手数料条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案16頁、資料は1頁をお開き下さい。

今回の改正内容は、行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、地方公共団体情報システム機構、通称、ジェイリスが個人番号カードを発行する主体として明確化され、個人番号カードの発行に係る、手数料の徴収事務を市町村長に委託することが出来る旨の規定が新設されたことから、手数料条例から、個人番号カードの再交付に係る手数料の項目を削除するものでございまして、改正条例の施行日を9月1日としております。

なお、8月31日までは、町手数料条例を根拠に手数料を徴収し、9月1日以降は、ジェイリスとの委託契約を根拠に、手数料を徴収するものでございまして、個人番号カードの再発行に係る手数料800円につきましては、9月1日以降も今までと同様に、お支払い徴収頂くことになります。

説明は以上となります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る、5つの事業について、補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,476万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3,158万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい、財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書の方、19頁をお開き願います。

今回補正予算いたします、事業につきましては、全て、地方創生臨時交付金の事業でございまして、財源内訳も全て、国庫支出金となっております。

まず、最初に、江差町ふるさと特産品PRでございます。

資料の方は、3頁をお開き願いたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で、不要不急の外出などが、抑制されていることにより、売り上げが落ち込んでおりますが、その一方、巣籠需要が伸びていることから、ふるさと納税を取り扱っているポータルサイトに江差町や特産品の広告を掲載するなどのPRを行ない、ふるさと納税の増加に繋げていこうという、取り組みでございます。

補正額は、230万円でございます。

次に、姥神祭り消費拡大キャンペーンでございます。

資料は、5頁をお開き願います。

姥神大神宮渡御祭が中止になったことにより、大幅な消費の落ち込みなどの影響が懸念されることから、消費拡大のためのキャンペーン事業を実施するものでございます。

内容といたしましては、設定金額以上の領収書を添付して、応募して頂きますと、祭りにちなんだオリジナルグッズが当たるといふ、内容となっております。具体的内容につきましては、資料の記載でございますので、割愛させていただきます。

補正額は、310万2千円でございます。

次に、仮称かもめ島の秋まつりでございます。

資料は、7頁をご覧頂きたいと思います。

かもめ島まつりの代替イベントを実施することによって、消費の拡大と共に、住民の楽しめる機会の創出を図るものでございます。

内容といたしましては、開陽丸駐車場でのテイクアウトや艇庫などでの子供の遊び場の提供、江差追分大合唱、光の散歩道となっており、こちらの方も詳しくは資料の方をご覧頂きたいと思えます。

補正額は、106万7千円でございます。

次に、江差追分キズナプロジェクトでございます。

資料は、9頁と10頁でございます。

江差追分全国大会も、2年続けて中止となる中、全国にいる江差追分愛好者との絆が深まるよう、昨年度に引き続き、様々な取り組みをするもので、オンライン道場などのオンラインを活用した発信事業、中学校3年生の発表会の開催、追分セミナー参加費用の免除などとなっております。

補正額は、640万円でございます。

最後に、AIカメラ体温測定システム整備でございます。

資料は、11頁をご覧下さい。

各種イベント等による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、AIサーマルカメラによる体温測定システムを整備するものでございます。

基本的には、江差町文化会館に設置しておき、不特定多数の人が出入りするようなイベントなどの際には、それぞれのイベントでの活用もしていくこととしております。

補正額は、190万円でございます。

補正額合計といたしましては、1,476万9千円、全額国庫支出金でございます。

以上で、説明をおわりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第7号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

「飯田議員」

議長。

(議長)

はい。飯田議員。

「飯田議員」

緊急質問。

「飯田議員」

緊急質問の趣旨をご説明いたします。

江差町内における大規模盛土。それに伴う、災害の危険性についてでありますので、是非、お諮り願いたいと思います。

「室井議員」

賛成。議長。

(議長)

はい。賛成、多数が。

この件について、飯田議員からの緊急質問をしたいと同意が求められました。

従いまして、飯田議員の緊急質問の件を議題として、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

飯田議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

はい。起立、全員であります。

よって、飯田議員の緊急質問に同意の上、日程を追加し、追加日程第1として、発言を許すことに決定いたしました。

それでは、飯田議員、発言を許可いたします。

(議長)

はい。飯田議員。

「飯田議員」

はい。先に発生いたしました、本州九州を襲いました、集中豪雨による大規模土石流についてであります。

このことにつきましては、静岡県熱海市で大規模土石流が発生し、今もって、二十数名の方が、行方不明であります。

これを受けまして、今日の新聞報道によりますと、江差町においても、大規模盛土、道南103箇所。函館と、江差という、そういうような報道があります。

まちの皆さんも、大変、不安におりまして、2件程、私、問合せを受けた訳でございます。

このことにつきましては、昨年、9月の一般質問で、小野寺議員から南が丘のそういう災害に対する質問の中で、やり取りをされておりました、中身につきましては、国の補助をいただいて、第1次スクリーニング調査、これによって、特に江差町の盛土に対する大規模災害については、大きな危険性はないというふうな担当者のコメントも新聞に載っている訳でございます。

しかしながら、江差町においては、今後、9月秋を迎えて、大変、集中豪雨も発生する時期でございます。

まさに、油断が許さない状況であり、特に、江差町の場合、地形的に急傾斜地と特に、この大規模盛土が南が丘方面で2箇所があるというような、調査もある訳であります。

これに対する、担当課、どのように今後、対応するのか。

昨年の小野寺議員の一般質問では、来年度、国の補助を受けて、第2次のスクリーニング調査をするという答弁がありましたけれども、これは、やっぱり、一刻も早く、国の方に申請をして、調査をすべきというふうに考えておりますし、その当該地については、町のホームページで公開はされている訳でありますけれども、このホームページがなかなか見ても急傾斜地と今のいう大規模盛土、分かりづらいんですね。

これ、もし可能であるならば、その当該地をきちんと公表すべき。

例えば、町の広報等で公表すべきというふうに考えますが、この2点につきまして、担当課の方の見解を求めたいと思います。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

それでは、飯田議員の今朝ほどの新聞報道を受けてのご質問に、ご答弁申し上げます。

江差町内の2箇所の大規模盛土箇所につきましては、昨年度、2次スクリーニング計画の策定を行っております。

計画策定につきましては、実際に現地に入りまして、地盤の変調であるとか、構造物

の亀裂、あるいは、湧水の状況などについて、調査を実施したところでございます。

盛土の状況でございますが、調査解析の結果は、概ね安定しているという結果でございますが、計画策定の最後に実施いたします、学識経験者とのヒアリングの際に、地盤の安定度を確認する必要があるということで、ボーリング調査が必要であると、意見を付されたところでございます。

このことを踏まえまして、町といたしましては、来年度、ボーリング調査を実施することを予定しているところでございます。

このボーリング調査につきましても、国の補助金の対象となるものでございまして、本年度、国に対して、事業要望を行っているところでございます。

それからもう1点、住民周知の部分でございます。

飯田議員も先程、申しておったとおり、1次スクリーニング段階の図面については、町のホームページで掲載されているところでございます。昨年度、現地に入る段階で、南が丘自治体全体に対しましては、チラシに図面なんかも貼付しまして、周知したところでございますけども、昨年度の調査によりまして、具体的に盛土の範囲が確認出来ましたので、今後、また、改めてですね、この調査結果も踏まえまして、住民周知を図って参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

はい。いいですか。

「飯田議員」

はい。ありがとうございます。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された事件については、全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和3年第3回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦勞さんでした。

閉会 11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員